

レンタル規約

第1条 総則

このレンタル規約は、当店との間の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）に関し、特別な契約書類を作成しない場合に限り適用されます。また、本規約及びレンタル契約に定めがない事項については、民法の賃貸借契約の規定が適用されます。

第2条 目的

お客様（以下「乙」という）は、レンタル用品を当店（以下は「甲」という）に貸し渡し、甲はこれを借り受けるものとする。

第3条 所有権

レンタル用品の所有権は乙に帰属する。

第4条 申込

- 甲の申込により貸渡契約を締結します。本契約書、申込書、登記事項証明書（法人の場合）、免許証の写し（個人の場合）
- 甲は、所定の申込書に以下の事項を記載するものとする。レンタル希望期間、レンタル開始希望日、など
- 乙は、申込書の内容により、申し込み可否の判断をし、その結果を申込者に伝えるものとする。

第5条 引渡しと返却

- 乙は、支払いを確認後、申込書記載の住所でレンタル用品を貸渡します。
- 甲のレンタル期間が満了した翌日に、乙がレンタル用品を引取りする。

第6条 レンタル料

レンタル料は、別紙記載のとおりとする。

第7条 レンタル期間

甲及び乙は、申込書に記載された情報を元に、レンタル期間、レンタル開始日を決定するものとする。

第 8 条 延滞料

申が、返却しない場合、申は乙に対して別紙記載の延滞料を払うものとする。

第 9 条 レンタル期間の延長

申は、レンタル期間の満了日前に乙と合意することにより、レンタル期間の延長をすることができる。

第 10 条 レンタル用品の管理

1. 申は、乙から借り受けたレンタル用品を善良なる管理者の注意をもって管理する義務を負う。
2. 申は、レンタル用品について、事前に乙の許可なく第三者に譲渡、賃貸又は担保に供してはならない。
3. 甲はレンタル商品の使用および保管に関して、可能な限り汚さないよう、壊れないように使用及び保管に努める義務を負います。
4. 甲がレンタル商品を使用される際、甲の使用上の不注意によって生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
5. 乙は、甲に対して、レンタル用品の使用状況、管理状況に関する報告を求めることができる。報告の頻度に関しては、別途甲及び乙で合意するものとする。

第 11 条 担保責任の範囲

1. レンタル期間中に生じた性能の欠陥によりレンタル商品が正常でない場合、乙はレンタル商品を交換することができます。また、代替商品が無い場合はその商品レンタル代をご返金する事で、当店は一切の責任を逃れるものと致します。※レンタル料等以上の返金はできませんのでご了承ください。
2. 乙は故意または重大な過失がある場合を除き、甲に対して損害賠償の責任を負いません。
3. レンタル商品の修理又は交換に多大な費用または時間を要する場合は、当社はレンタル料金をご返金しレンタル契約を解除させていただくことがあります。

第 12 条 レンタル商品の使用義務違反

1. レンタル商品が甲の責に帰すべき事由により紛失、損傷した場合、または甲が乙のレンタル商品に対する所有権を侵害した場合は、甲は乙に対して、紛失したレンタル商品の再購入代金、破損したレンタル商品の修理代金等当社乙被った一切の損害を賠償していただきます。
2. 盗難にあった場合は乙へ直ちに連絡をするとともに、警察に被害届を提出し、乙に受理番号を報告することとします。

第 13 条 準拠法

本レンタル規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとし
ます。

第 14 条 本サービスの内容変更・終了

1. 乙は、乙の都合により、本サービスの内容を変更または提供を終了することができます。
乙は、サービスの提供を終了する場合、甲に事前に通知するものとします。
2. 乙は、本条に基づき乙が行った措置に基づき甲に生じた損害について一切の責任を負い
ません。

第 15 条 本規約等の変更

1. 乙は、甲に事前に通知なしに、本規約及び本規約に付随する規約の全部又は一部を任意
に変更・追加・削除することができます。また、必要に応じて新たな規約等を追加できま
す。
2. 乙は、本規約の変更・追加・削除の提示を、乙が判断する方法による甲への通知をもっ
て行うことができ、郵送・電子メールその他の方法で通知する義務を負いません。
3. 乙は、本規約の変更・追加により甲が被った損害につき、当社に故意又は重大な過失が
ある場合を除き、直接的・間接的に関わらず、一切の責任を負いません。
4. 乙は、乙からの通知・連絡が届かない場合や遅延した場合に生じる損害について、一切
の責任を負いません。

第 16 条 管轄裁判所

本サービスまたは本規約に関して乙との間で疑義または争いが生じ解決しない場合には、
愛媛地方裁判所裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和 5 年 7 月 20 日制定

